

内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命拒否に抗議し、 同会議が推薦する科学者の速やかな任命を求める会長声明

1 菅義偉内閣総理大臣は、2020年10月1日、日本学術会議（以下「学術会議」という。）の会員の半数の改選に際し、学術会議が新たな会員として推薦した105名のうちの6名を任命しなかった。この任命拒否について、具体的な理由は示されていない。

2 学術会議は、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（日本学術会議法第2条）である。同法前文においては、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」とするとされ、同法第3条には職務の独立性が明定されている。

さらに、その会員選出方法について、設立当初、全国の科学者による公選制によるものとされた。すなわち、職務遂行のみならず、会員選出の場面においても、自律性が保障されていた。

学術会議が、一方では内閣総理大臣が所轄する政府の諮問機関とされながら、政府からの高度の独立性・自律性が認められていたことは、学問の神髄である真理の探究には自律性と批判的精神が不可欠だからであり、学問の自由（憲法第23条）と密接に結び付くものである。会議の設置が、科学を軍事目的の非人道的な研究に向かわせた戦前の学術体制への反省に基づくと言われる所以であろう。

3 その後、1983年法改正により、それまでの公選制から任命制へと変更されたが、上記自律性を考慮し、会員は、同会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し・・・内閣総理大臣に推薦する」ものとされ（同法第17条）、任命は学術会議の「推薦に基づいて」行われると規定された（同法第7条2項）。

また、法改正の審議時には、内閣総理大臣の任命行為の性質が国会で繰り返し審議され、政府は、一貫して、内閣総理大臣が行うのは形式的任命にすぎず、推薦された会員についてそのとおり形式的な発令行為を行う、学術会議が推薦した者を拒否することはない、学問の自由独立はあくまで保障されると答弁した（同年5月12日参議院文教委員会手塚康夫政府委員答弁、同日同委員会中曾根康弘内閣総理大臣答弁、同年11月24日同委員会丹羽兵助総理府総務長官答弁等）。

さらに、参議院では、内閣総理大臣が会員の任命をする際には、学術会議側の推薦に基づくという法の趣旨を踏まえて行う旨の附帯決議がなされた。

しかるに、政府は、今回の任命拒否について、学術会議の推薦に内閣総理大臣が従わないことは可能とした上で、任命制になったときからこの考え方

が前提であって、解釈変更を行ったものではないとしている。この説明が、改正法の規定や審議経過に反していることは明らかであり、学術会議法第7条2項及び第17条に違反する。

内閣が解釈の範囲を逸脱して恣意的な法適用を行うことは、内閣による新たな法律の制定にほかならず、憲法に定められている国権の最高機関たる国会の地位や権能を形骸化するものであり、三権分立の関係からも許されない。

4 今回任命を拒否された候補者の中には、安保法制や共謀罪創設などに反対を表明してきた者も含まれており、政府の政策を批判したことを理由に任命を拒否されたのではないかとの懸念が示されている。このような懸念が示される状況自体が、まさしく政府に批判的な研究活動に対する萎縮をもたらすものである。そして、任命を拒否された科学者のみならず、多くの科学者や科学者団体が今回の任命拒否に抗議の意を表明している。当の科学者らが自ら萎縮効果に強い懸念を示していることからすると、そのおそれは現実的と言えるのであって、今回の任命拒否及びこれに関する政府の一連の姿勢は、科学者らの学問の自由に対する脅威とさえなりかねない。

また、諸外国の憲法とは異なり、日本国憲法は第23条で、「学問の自由は、これを保障する。」と明文化している。これは、かつての滝川事件（1933年）、天皇機関説事件（1935年）等、学問共同体である大学における自治や自律が、国家権力の介入によって侵害されてきた歴史的反省に立ち、個々人の学問の自由のみならず、学問共同体における自治や自律を保障するため、明文化したのである。学術会議は、学問共同体を束ねる組織であり、憲法第23条の趣旨から、その自律性が尊重されなければならない。これは、学術会議法の規定の構造や法改正時の国会審議の中で、当時の中曾根康弘内閣総理大臣が学問の自由独立に言及していることからも当然である。

当会は、本年5月8日に「検事長の勤務延長に関する閣議決定の撤回を求め、国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対する会長声明」を発出したが、今回の任命拒否も憲法的価値に基づく独立性・自律性を、政府が恣意的な解釈変更により侵害しようとする点で同様であり、到底容認できない。

5 よって、当弁護士会は、菅内閣総理大臣に対し、去る10月1日の学術会議会員への6名の科学者の任命拒否に強く抗議するとともに、速やかにこの6名を学術会議会員に任命するよう求める。

2020年12月14日

釧路弁護士会

会長 岩田圭只